

令和5年9月

お客さま各位

横浜信用金庫

### 各種預金規定改定および電子化のお知らせ

平素は、横浜信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
当金庫では、下記各種預金規定について、令和5年10月2日(月)に改定します。  
改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用します。

また、当金庫では環境等に配慮した取り組みを推進するため、「《よこしん》後見制度支援預金特別約定」の電子化を追加します。電子化による対応により、当金庫のホームページにて最新の各規定等を掲載していますので、いつでもご確認いただくことができます。また店頭窓口でお申出いただければご利用いただいている各規定等を交付しております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 改定する預金規定等

よこしん総合口座取引規定	変動金利定期預金(複利型/個人)規定
普通預金規定	自動継続変動金利定期預金(複利型/個人)規定
貯蓄預金規定	積立式定期預金規定
納税準備預金規定	通知預金規定
期日指定定期預金規定	定期積金(スーパー積金)規定
自動継続期日指定定期預金規定	財形積立定期預金規定(一般財形)
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・単利型)	財形年金預金規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・単利型)	財形住宅預金規定
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・複利型/個人)	外貨普通預金規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・複利型/個人)	外貨定期預金規定
自由金利型定期預金規定	当座勘定規定
自動継続自由金利型定期預金	譲渡性預金規定
変動金利定期預金(単利型)規定	よこしん後見制度支援預金特別約定
自動継続変動金利定期預金(単利型)規定	

#### 2. 改定内容

改定内容は下記のとおりです。

改定後の規定は令和5年10月2日(月)以降、当金庫ホームページにてご確認ください。

(例：普通預金規定)

新	旧
<p><b>4. (受入証券類の決済、不渡り)</b></p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、<u>通帳の摘要欄に記載します。</u></p> <p><b>8. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、<u>当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は入金、払戻し、振込み等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><b>9. (解約等)</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>①～②略</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、<u>またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合</u></p> <p><b>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法</u>によって当店に届出てください。</p>	<p><b>4. (受入証券類の決済、不渡り)</b></p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、<u>通帳のお支払い金額欄に記載します。</u></p> <p><b>8. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、<u>当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A. <u>不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引</u></p> <p style="margin-left: 2em;">B. <u>外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般</u></p> <p style="margin-left: 2em;">C. <u>当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</u></p> <p><b>9. (解約等)</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>①～②略</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、<u>またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><b>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面</u>によって当店に届出てください。</p>

以上